

対象年度		平成31年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート											
事務事業名		要保護児童対策事業						予算事業名		要保護児童対策事業費					
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	結城市要保護児童対策地域協議会設置要項					
				03	02	01	2202	経常経費							
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分		主要事業					
		1-3安心して子育てできる児童福祉の充実（児童福祉）													
		④児童虐待防止						担当課係等		子ども福祉課					
2児童相談所との連携						子育て支援係									
事業期間		継続（平成19年度～平成32年度）													
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
要保護児童，要支援児童若しくは特定妊婦とその家族への的確な支援等を実施することにより，児童虐待を未然に防ぐ。								虐待防止ネットワークからの移行事業。県内全市町村，当協議会設置済み。							
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】							
要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため，要保護児童対策地域協議会を設置し関係機関が連携して支援する。 代表者会議(1回/年)，実務者会議(全体会議 2回/年，進行管理会議 1回/2ヶ月)，個別ケース検討会議(随時)。 児童虐待防止関係の研修会(1回/年)。 オレンジリボン運動（児童虐待防止啓発）等								要保護児童，要支援児童若しくは特定妊婦とその家庭							
								【事業をとりまく環境の変化】							
								平成28年の児童福祉法一部改正に伴い，市町村の体制強化が示された。 ・子育て世代包括支援センターの設置 ・子ども家庭総合支援拠点の整備 ・要保護児童対策調整機関への専門職配置							
【平成31年度 事業内容】				【平成32年度 事業内容】				【平成33年度 事業内容】							
代表者会議(1回/年)，実務者会議(全体会議 2回/年，進行管理会議 1回/2ヶ月)，個別ケース検討会議(随時)。 児童虐待防止関係の研修会(1回/年)。 オレンジリボン運動（児童虐待防止啓発）等				代表者会議(1回/年)，実務者会議(全体会議 2回/年，進行管理会議 1回/2ヶ月)，個別ケース検討会議(随時)。 児童虐待防止関係の研修会(1回/年)。 オレンジリボン運動（児童虐待防止啓発）等				代表者会議(1回/年)，実務者会議(全体会議 2回/年，進行管理会議 1回/2ヶ月)，個別ケース検討会議(随時)。 児童虐待防止関係の研修会(1回/年)。 オレンジリボン運動（児童虐待防止啓発）等 要保護児童対策調整機関への専門職配置							
■事業費															
				H29年度		H30年度									
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	65	65								
	県		支	出	金	65	65								
	地		方		債	0	0								
	そ		の		他	0	0								
	一		般	財	源	47	158								
歳入計（千円）				177		288									
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）			金額（千円）		金額（千円）									
	01	報酬		33		72									
	08	報償費		6		50									
	11	需用費		138		141									
	14	使用料及び賃借料		0		25									
歳出計（千円）（A）				177		288									
伸び率（％）						62.71									
備 考	総合計画 59ページ 予算書 85ページ														

平成29年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H29年度	H30年度	H31年度
活動 指標	代表者会議，実務者会議	回	目標	3.00	7.00	7.00
			実績	3.00	0.00	0.00
	個別ケース会議	回	目標	10.00	20.00	20.00
			実績	20.00	0.00	0.00
成果 指標	要保護児童	人	目標	20.00	30.00	30.00
			実績	32.00	0.00	0.00
	特定妊婦	人	目標	3.00	15.00	15.00
			実績	3.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	行政以外できない事業である
	手段の妥当性	A 妥当である	関係機関と十分な連携を図れるように調整するので、手段については妥当である。
効率性	コストの効率性・人員効率	C 改善の余地はある	この事業に対して、コストや人員は、効率性がほとんどないので、改善すべきである。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため、受益者に対して、偏りはない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	研修会等を実施することで、要保護児童等について理解し、虐待の早期発見や通告につながっている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	虐待に関して理解してもらうことで、早期発見・早期対応が図れてきている。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
要保護児童等の適切な保護又は適切な支援の強化を図るべき事業であるが、現状としては、ケース支援に関する具体的な協議の場となっていないかった。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
要保護児童対策地域協議会において、該当ケースの進行管理及び検証について実施していく。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☒ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 平成28年「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村は子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確に示された。子ども家庭総合支援拠点事業に取り組むには事業拡充の必要がある。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 財政状況と可能な限り調和を図りながら進める。